

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち商工労働観光部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 480 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 7 月 20 日から施行する。

平成 19 年 7 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
商工企画室	ものづくり高度技術者育成支援事業費補助、いわてものづくりアカデミー開催事業費補助、財団法人いわて産業振興センター運営費補助及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設整備費補助	商工企画室	ものづくり高度技術者育成支援事業費補助、いわてものづくりアカデミー開催事業費補助、 <u>県北地域産業支援強化事業費補助</u> 、財団法人いわて産業振興センター運営費補助及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設整備費補助
[略]		[略]	
科学・ものづくり振興課	ものづくり基盤技術集積促進事業費補助、産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助、地域イノベーション創出支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成支援事業費補助、自動車関連産業参入促進支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、 <u>組込み技術者育成研修事業費補助及び組込み技術者人材育成研修支援事業費補助</u>	科学・ものづくり振興課	ものづくり基盤技術集積促進事業費補助、産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助、地域イノベーション創出支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成支援事業費補助、自動車関連産業参入促進支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、 <u>組込み技術者育成研修事業費補助及び組込み技術者人材育成研修支援事業費補助及び半導体関連産業取引あっせん事業費補助</u>
[略]		[略]	
観光課	財団法人岩手県観光協会育成事業費補助、観光事業振興費補助	観光課	財団法人岩手県観光協会育成事業費補助、観光事業振興費補助 <u>及び観光基盤施設整備費補助</u>
労政能力開発課	障害者就業支援センター運営費補助、出稼相談所事業費補助、社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設設備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、岩手県職業能力開発協会補助、	労政能力開発課	障害者就業支援センター運営費補助、 <u>地域障害者就労支援体制整備事業費補助</u> 、出稼相談所事業費補助、社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設設備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金

技能五輪国際大会出場選手育成派遣費補助及び全国障害者技能競技大会出場選手派遣支援費補助

に限る。)、岩手県職業能力開発協会補助、技能五輪国際大会出場選手育成派遣費補助及び全国障害者技能競技大会出場選手派遣支援費補助

備考 改正部分は、下線の部分である。